

# 地域公共交通活性化再生法の 改正について



令和2年8月18日

国土交通省 総合政策局地域交通課

大村 進太郎

- 1. 地域公共交通の現状と改正の全体像**
- 2. 地域が自らデザインする地域の交通へ**
- 3. 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実**
- 4. (関連法制度)独占禁止法特例法の創設**

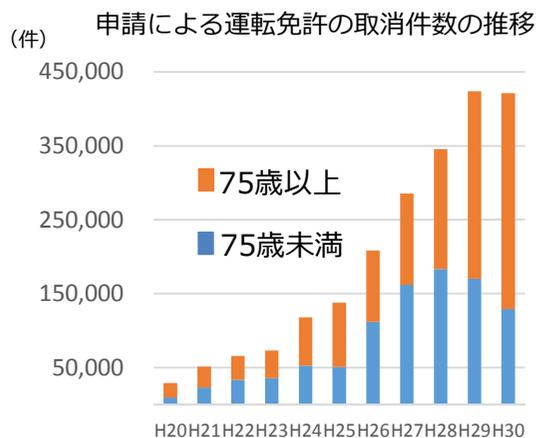
# 1. 地域公共交通の現状と改正の全体像

---

- 高齢者の運転免許の返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通の維持が容易でなくなっている。
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む地域外の来訪者にとって利用しやすい移動手段の確保に努めていく必要がある。

## 地方の移動手段をめぐる現状

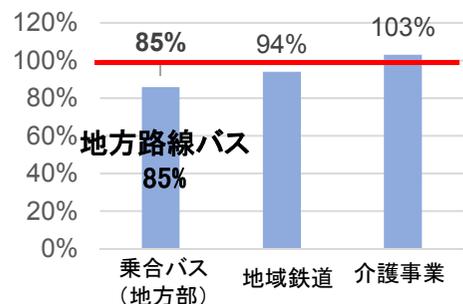
### 免許返納は年々増加



(出典)警察庁資料より国土交通省総合政策局作成

### 乗合バス事業の収支は赤字構造

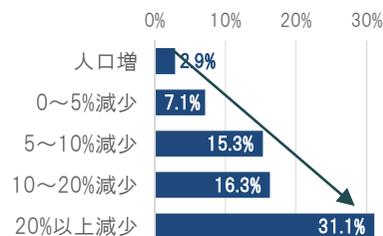
※運行補助のあるものは、補助前の収支率



(出典)国土交通省自動車局資料、国土交通省鉄道局資料、厚生労働省「介護事業経営実態調査結果」より、国土交通省総合政策局作成

### 人口減少地域ほど公共交通空白地の割合が高い

人口増減との比較(H22→H27)

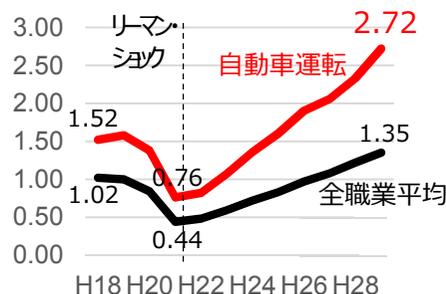


※「公共交通空白地」…居住地メッシュの中心が、鉄道駅から1km、バス停から500mの圏域かつ、区域運行エリアに含まれないメッシュ。  
※空白地人口比率で比較。

(出典)国土交通省総合政策局資料

### 運転者不足が深刻化

有効求人倍率(常用パート含む。)の推移



(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」より、国土交通省総合政策局作成

## 国土交通省の基本的考え方

人口減少や労働力不足が本格化する地方における移動手段の確保を図るため、国土交通省では、以下の考え方で対応していくこととしている。

- ① 地域ごとに、バス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段を総動員して移動ニーズに対応する。
- ② その際、MaaS、AIによる配車、自動運転などの最新技術を活用して、高齢者や外国人旅行者を含む幅広い利用者に使いやすいサービスの提供を促進する。
- ③ ①と②について、地方公共団体が中心となって取り組める制度を充実・強化していく。

- 国土交通大臣等が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が地域の関係者の協議を踏まえて「地域公共交通網形成計画」を策定(マスタープラン)。
- 「地域公共交通網形成計画」に、「地域公共交通再編事業」等の「特定事業」を記載し、実施計画(「地域公共交通再編実施計画」等)について国の認定を受けた場合には、法律の特例措置等で支援。

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

## 地域公共交通網形成計画(地方公共団体が策定)

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等



協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・  
道路管理者・利用者・学識者等  
から構成)

## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる)

軌道運送高度化事業  
(LRTの整備)  
(事業者)

道路運送高度化事業  
(BRTの整備)  
(事業者)

海上運送高度化事業  
(海上運送サービス改善)  
(事業者)

鉄道事業再構築事業  
(鉄道の上下分離等)  
(事業者)

地域公共交通再編事業  
(公共交通ネットワークの再構築)  
(事業者)

鉄道再生事業  
(廃止届出がなされた鉄道の維持)  
(事業者)

軌道運送高度化実施計画  
(事業者)

道路運送高度化実施計画  
(事業者)

海上運送高度化実施計画  
(事業者)

鉄道事業再構築実施計画  
(地方公共団体・事業者)

地域公共交通再編実施計画  
(地方公共団体)

鉄道再生実施計画  
(地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣に届出

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

# 地域公共交通網形成計画の策定状況(令和2年6月末時点)

改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2020年6月末までに、**598**件の地域公共交通網形成計画が策定され、**38**件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定。また、2020年3月末までに、**209**自治体が地域公共交通網形成計画及び立地適正化計画を両方策定。(参考:立地適正化計画策定都市数・・・310)

<b>北海道</b> 函館市 釧路市 旭川市 札幌市 帯広市 旭川市 士別市 石狩市 稚内市 室蘭市 小樽市 名寄市 余市町 岩内町 白糠町 白老町 仁木町 安平町 斜里町 音更町 当別町 厚岸町 釧路町 せたな町 月形町 共和町 弟子屈町 枝幸町 鹿部町 八雲町 浜中町 更別村 鶴居村	<b>岩手県</b> 岩手県(うち盛岡市、花巻市、北上市は立地適正化計画策定済み) 八幡平市 釜石市 宮古市 北上市 滝沢市 花巻市 大船渡市 宮古市、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、釜石市、大船渡市、洋野町、陸前高田市 陸前高田市 一関市 久慈市 盛岡市 盛手町 大槌町 矢巾町 山田町 金ヶ崎町	<b>山形県</b> 酒田市 鶴岡市 長井市・南陽市・川西町・白鷹町 <b>福島県</b> 福島県、田村市、南相馬市、川俣町、大野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、福島市、郡山市、いわき市、相馬市 福島市 会津若松市 郡山市 伊達市 南相馬市 喜多方市 白河市 須賀川市 二本松市 福島県、会津若松市、喜多方市、会津美里町、会津坂下町、湯川村、棚倉町 石川町 楡葉町 塩町 会津美里町 南会津町 西郷村 玉川村 北塩原村	<b>栃木県</b> 真岡市 大田原市 鹿沼市 日光市 宇都宮市・芳賀町 真鶴町 那須塩原市 那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町 栃木市 矢板市 さくら市 塩谷町 佐渡町 那須町 茂木町 上三川町 市貝町	<b>神奈川県</b> 藤沢市 海老名市 大和市 伊勢原市 平塚市 真鶴町 湯河原町 <b>山梨県</b> 甲州市 北杜市 上野原市 <b>新潟県</b> 柏崎市 佐渡町 上越市 魚沼市 長岡市 柏崎市 佐渡町 上越市 魚沼市 長岡市 中川村 高山村 大桑村 白馬村	<b>長野県</b> 松本市・山形村 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、坂井村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰森村、喬木村、豊丘村、大鹿村 佐久市 小諸市 駒ヶ根市 長野市 安曇野市 千曲市 箕輪町 信濃町 木曾町 上科町 三島市 裾野市 静岡市 伊東市 菊川市 沼津市 小山町	<b>静岡県</b> 下田市 伊豆市 御殿場市 静岡市、沼津市(戸田地区)・下田市・伊豆市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町 湖西市 藤枝市 掛川市 上野原市 熱海市、三島市、熱海市、伊豆の国市、御前町、東伊豆町、河津町 焼津市 牧之原市 三島市 裾野市 静岡市 伊東市 菊川市 沼津市 小山町	<b>三重県</b> 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 伊賀市 名張市 尾張市 鳥羽市 亀山市 志摩市 桑名市 津市 和歌山県 橋本町 和歌山市 紀の川市 田辺市	<b>大阪府</b> 河内長野市 岸和田市 貝塚市 和泉市 寝屋川市 阪南市 太子町 <b>奈良県</b> 奈良県下全39市町村(うち桜井市、葛城市、王寺市、大和郡山市、天理市、五條市、川西町、原田町、大和町、高田町は立地適正化計画策定済み) 宇陀市 五條市 天理市 広陵町 吉野町	<b>広島県</b> 三原市 三次市 広島市 東広島市 廿日市市 江田島市 尾道市 安芸高田市 大竹市 府中市 竹原市 北広島町 上峰町 安芸太田町 神石高原町 原町 津野町 佐川町 津野町 中土佐町 本山町 安田町 四万十町 大月町	<b>高知県</b> 高知市 宿毛市 南国市 土佐清水市 四万十市 高知県東部広域域公共交通協議会(室戸市、安芸市、南国市、香南市、東洋町、安半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、美西村) 高知県南北地域公共交通協議会(本山町、大豊町、土佐町、大川村) 田野町 佐川町 津野町 中土佐町 本山町 安田町 四万十町 大月町	<b>佐賀県</b> 佐賀県全域(うち小城市、嬉野市は立地適正化計画策定済み) 佐賀市、唐津市、玄海町 伊万里市 鹿島市 小城市 鳥栖市 武雄市 神埼市 吉野ヶ里町 上峰町 太良町	<b>大分県</b> 大分県、中津市、宇佐市、豊後高田市 大分県、竹田市、豊後大野市、臼杵市 大分県、佐伯市、津久見市 大分県、大分市、別府市、由布市 別府市 大分市 杵築市 中津市 臼杵市 豊後大野市 竹田市 宇佐市 日田市 由布市 九重町 玖珠市 長崎県、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市 雲仙市 平戸市 新上五島町
---	--	--	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--

表は地域公共交通網形成計画策定済みの団体  
 ・赤字は立地適正化計画策定済みの団体 :209件  
 ・オレンジ色は再編実施計画策定済みの団体 : 38件

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

## 地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

## 新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)  
(事業者)

## 新モビリティサービス事業計画【新設】

(事業者)

## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前:地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス 継続事業【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前:地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

<独占禁止法特例法において措置>

### 共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置  
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣へ届出

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

## 2. 地域が自らデザインする地域の交通へ

---

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

### 地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

### 新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)  
(事業者)

### 新モビリティサービス事業計画

【新設】  
(事業者)

### 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前:地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業 【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス 継続事業 【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前:地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

<独占禁止法特例法において措置>

共同経営計画  
(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置  
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣へ届出

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

# 地域が自らデザインする地域の交通

## ○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・地方公共団体による地域公共交通計画(旧:「地域公共交通網形成計画」)の作成を**努力義務化**  
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進 (作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も**計画に位置付け**  
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等  
⇒データに基づくPDCAを強化

## ○地域における協議の促進

- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**

### 地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)  
まちづくりと連携した  
地域公共交通ネットワークの形成の促進

### 地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した  
地域公共交通  
ネットワークの形成



地域における  
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、  
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、  
病院・商業施設等の送迎サービスなど

### 地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



## 【目標設定】

■「利用者数」「満足度」については、6割以上が設定。一方、事業の効率性に関する指標である「収支」「行政負担額」については、2割程度にとどまる。

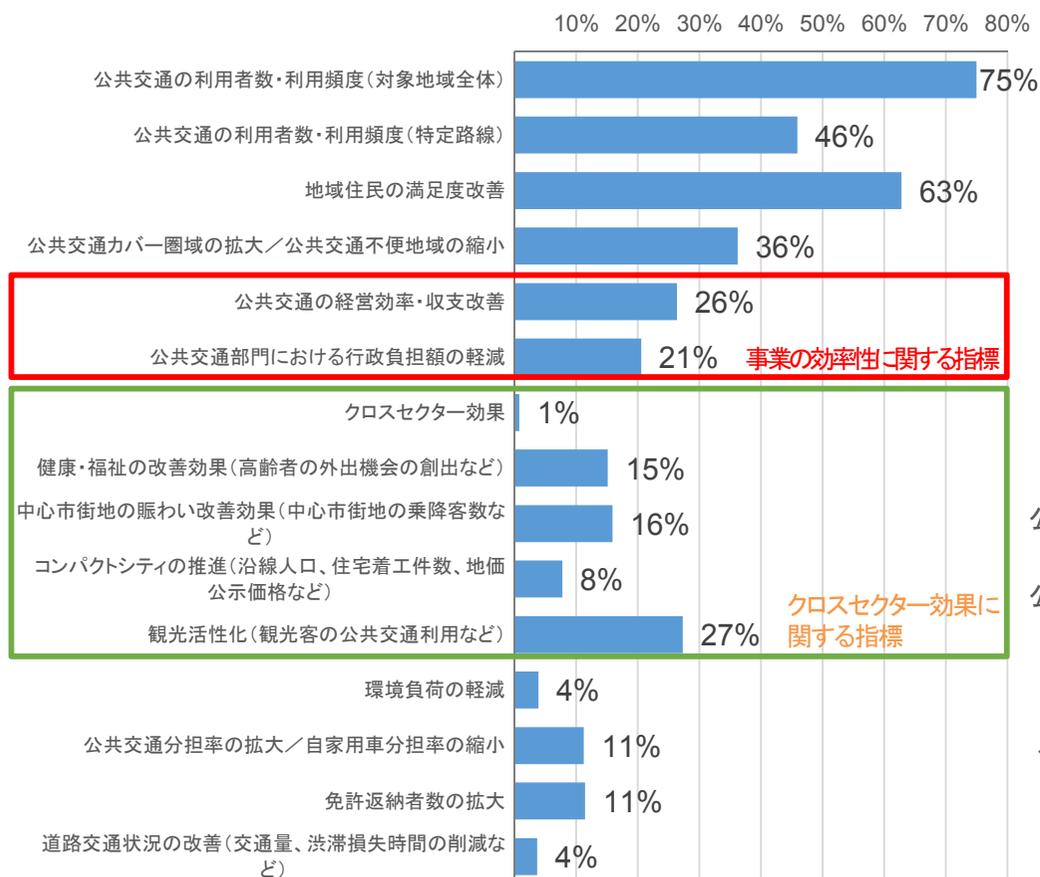
■人の移動がもたらすクロスセクター効果(健康、福祉、医療、まちづくり、観光等への影響)を考慮した目標設定も重要。

## 【実施状況の分析・評価】

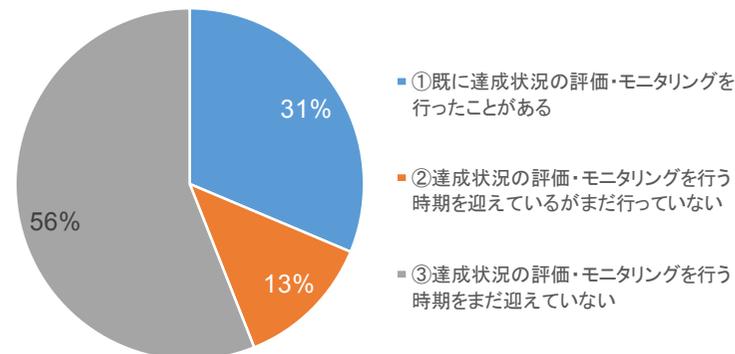
■既に評価を実施した地域は、3割程度。一方、実施予定時期が到来しているものの、評価を未実施の地域もある。

■「利用者数」「収支」について、毎年度評価を実施していない地域も見られる。

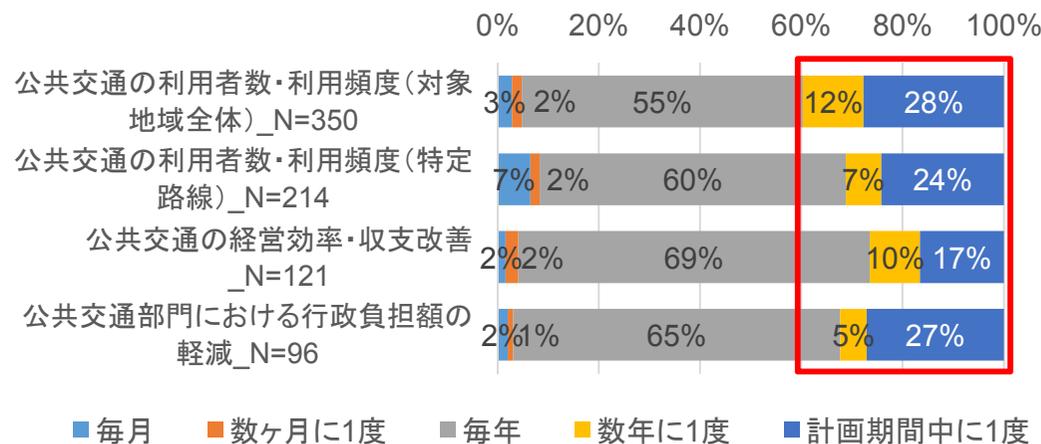
● 網形成計画等での数値指標の設定状況 (N=516)



● 網形成計画における目標の達成状況の評価・モニタリングの実施状況 (N=505)



● 数値指標別評価・モニタリングの実施時期



※令和元年度国土交通省アンケート調査より

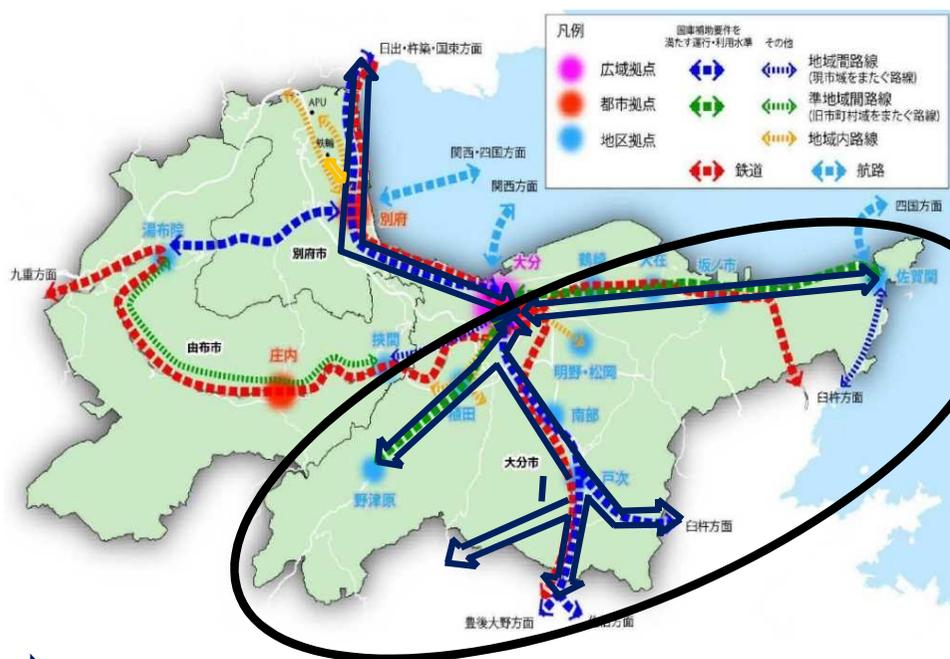
# 地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度(見直しの方向性)

- 現行の補助制度は、法定計画(網形成計画)の作成を補助要件として求めておらず、別途に要綱に基づく補助計画を作成することとしている。また、網形成計画に定める具体的な内容については、各地域の判断に委ねられている。
- 実態としても、地域内フィーダー系統補助を受けている551市町村等(※1)のうち、網形成計画を作成しているのは約半数(293(※2))にすぎない。(※1)平成30年度事業(平成29年10月～平成30年9月)の運行。(※2)平成30年7月末の状況。
- 乗合バス等の運行費補助について、「地域公共交通計画」と連動化することで、真に公的負担による確保維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施。

## 網形成計画における補助対象系統の位置づけのイメージ

### 大分県中部圏 網形成計画

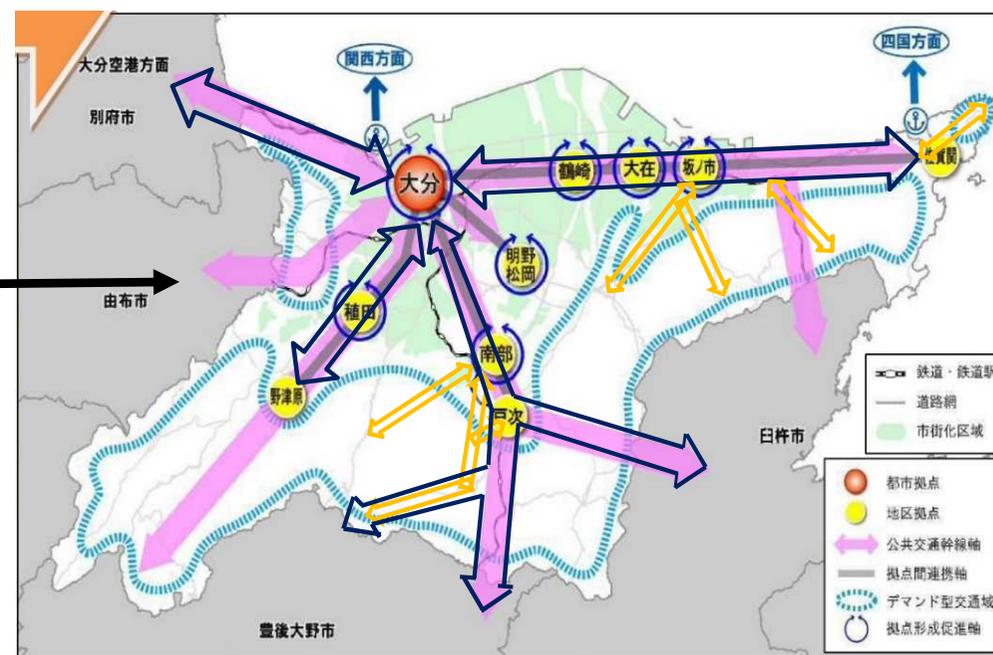
大分県中部圏における公共交通ネットワークの形成方針



補助対象幹線系統

### 大分市 網形成計画

大分市の地域公共交通網のあるべき姿



補助対象幹線系統

補助対象フィーダー系統

### **3. 地域の移動ニーズにきめ細かく 対応できるメニューの充実**

---

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

## 地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域  
旅客運送  
事業計画  
(DMV、  
水陸両用車等)  
(事業者)

新モビリティ  
サービス  
事業計画  
【新設】  
(事業者)

## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前:地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送 効率化事業 【新設】 (事業者)	軌道運送 高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送 高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送 高度化事業 (海上運送サービ ス改善) (事業者)	鉄道事業 再構築事業 (鉄道の上下分 離等) (事業者)	地域旅客運送サービス 継続事業 【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされ 鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前:地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化 実施計画 (事業者)	軌道運送高度化 実施計画 (事業者)	道路運送高度化 実施計画 (事業者)	海上運送高度化 実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築 実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス 継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生 実施計画 (地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣が認定

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例措置  
において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣  
認可

法律の特例措置  
(独占禁止法の  
カルテル規制の  
適用除外)

## 地域旅客運送サービス継続事業の創設

○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定**し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて以下のメニュー例の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

### 手 続

路線バス等の維持が困難な状況に関する  
**乗合バス事業者等の申し出**



**地方公共団体**が、既存の事業者を含めた関係者と、多様な選択肢を検討・協議し、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定。



**地方公共団体**が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、**国土交通大臣の認定**を受けた場合は法律上の特例措置（事業許可等のみなし特例等）

### 実施方針に定めるメニュー例

- 地域公共交通利便増進事業等の活用により、可能な限り同一の乗合バス事業者等による同一路線の継続（縮小・変更を含む）を目指す。
- 困難な場合には、順次①以降のメニューを検討する。

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）

② コミュニティバスによる継続

③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続

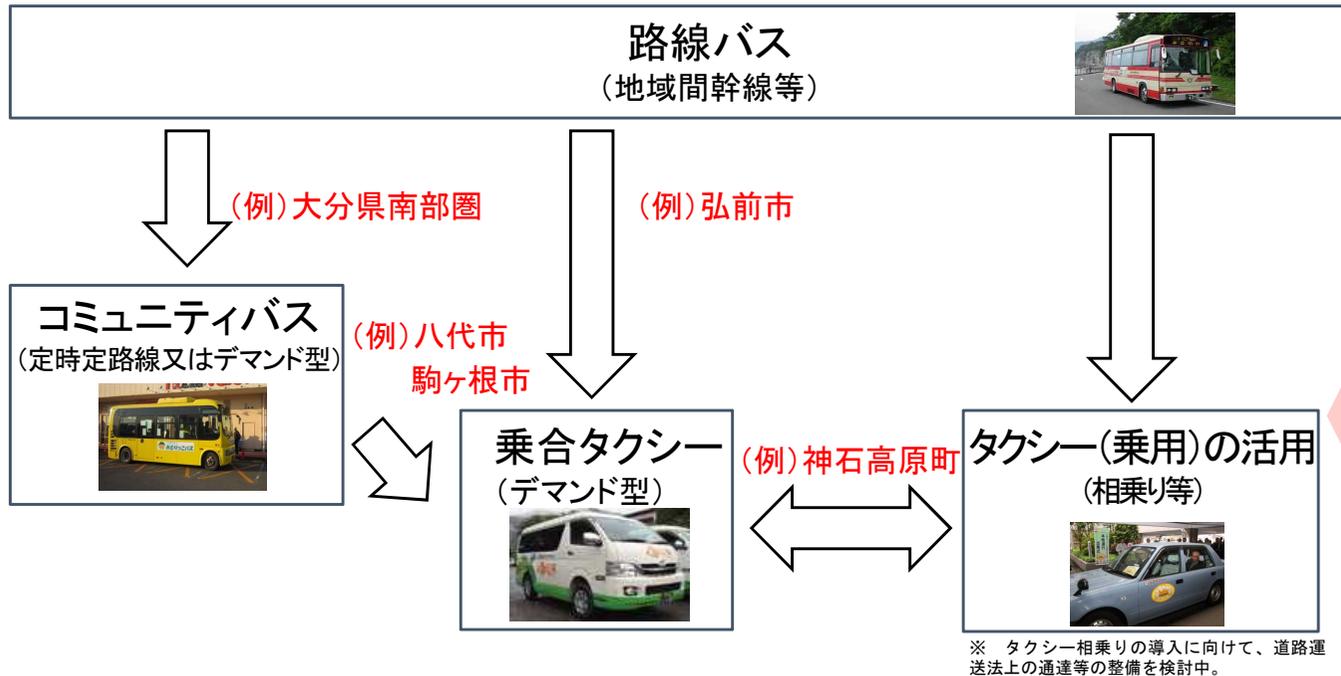
④ タクシー（乗用事業）による継続

⑤ 自家用有償旅客運送による継続

⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

○地方公共団体、交通事業者等の地域の関係者の協議の下で、

- ・路線バスについては生産性の向上を図るとともに、
- ・地域の実情に合わせてダウンサイジング等(車両の小型化、運行経路やダイヤ(頻度等)の見直し等)による最適化を図りつつ、地方公共団体の公的負担によるコミュニティバス、乗合タクシー等の運行
- ・自家用有償旅客運送の活用、スクールバス、福祉輸送等の積極的活用により、地域の暮らしや産業に不可欠な移動手段を持続的に確保。



※上記に併せて、①運行経路・ダイヤ等の見直し、②利用促進等を実施

バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合

**自家用有償旅客運送**  
(市町村自ら又はNPO等による運行)  
(例) 鳥取県西部、八幡浜市

**スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービス等の積極的活用**

## 需要規模に応じた効率的・効果的な運行

**定時定路線**

路線を定めて運行するものであって、かつ、路線毎にダイヤが定められている運行の形態。  
⇒目的地への一定の輸送ニーズ(通学・通院等)を束ねることで効率的にサービスを提供できる。

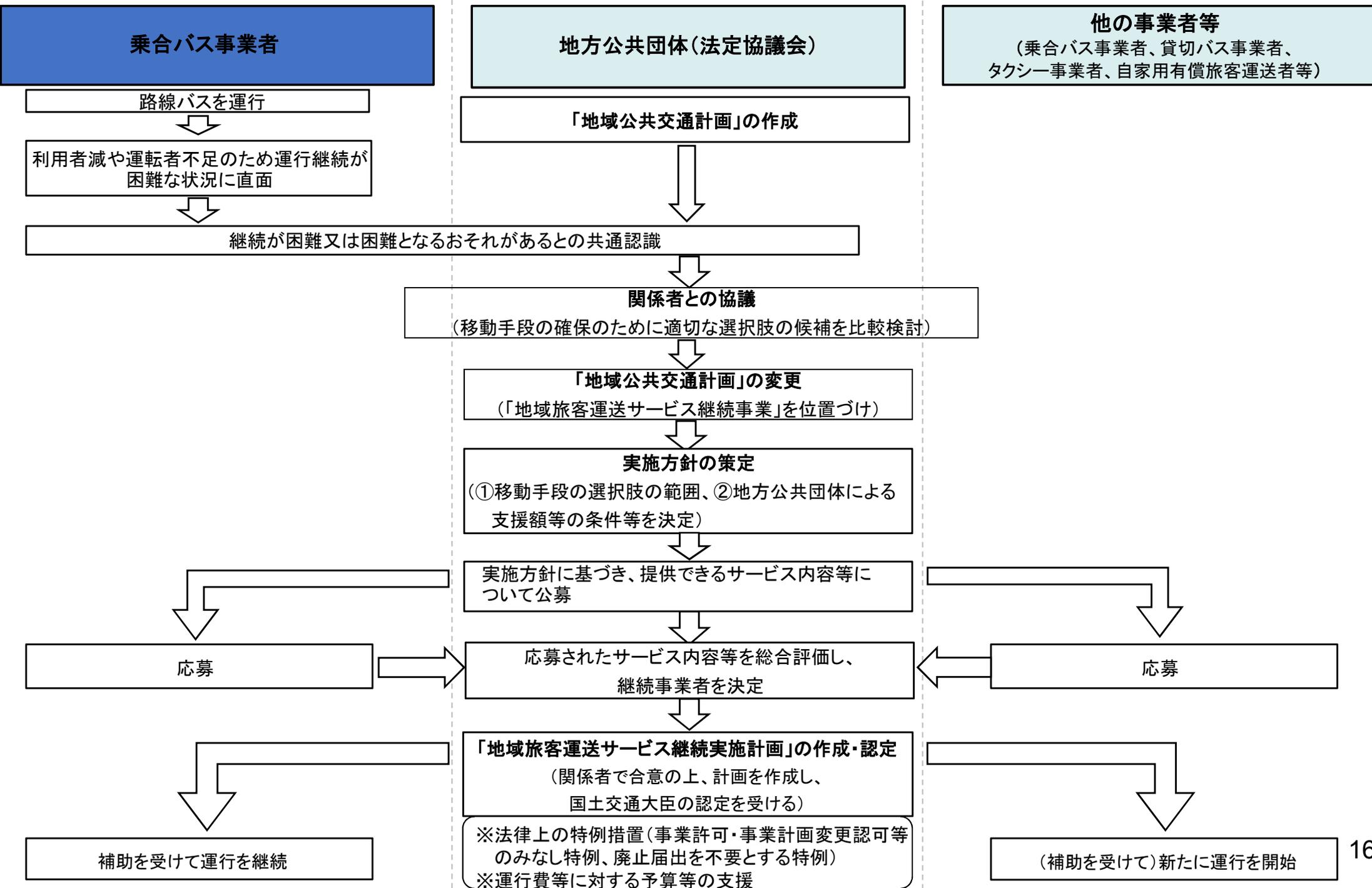
決められた場所を決められた時間に運行

**デマンド型**

路線・ダイヤを定めず、旅客毎の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。  
⇒利用者の輸送ニーズに応じて、運行ルートや乗降場所を柔軟に設定できる。

バス停等のミーティングポイントをおおむね定め予約があった場合に運行する**ミーティングポイント型**

バス停等を定めず区域内で予約があったところを最寄り駅等で運行する**ドア対ドア型**



## 貨客運送効率化事業の創設

○鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設  
 ⇒旅客・貨物運送サービスの**生産性向上を促進**

### 貨客混載の効果

	人流	物流
課題	地方部における輸送減による収支の悪化	担い手不足
効果	新たな収入源の確保	地方部における物流サービスの確保



「**貨客運送効率化事業**」を創設し、  
 国土交通大臣の認定を受けた場合における**法律上の特例**を措置  
 することで、地方部における**物流サービスの確保**とあわせて、  
**地域における旅客運送サービスの提供の確保**を実現



貨客混載(鉄道)



貨客混載(乗合バス)

## 新モビリティサービス事業の創設

- **MaaS**に参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**  
⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- **MaaS**のための**協議会制度を創設**(都道府県又は市町村が組織)  
⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**

※MaaS: Mobility as a Service

## MaaSの目的・内容

MaaSの事例 (伊豆地域)



- MaaSとして提供するサービス
  - ・ 複数交通モード横断の経路検索
  - ・ 複数交通モード横断のフリーパスの購入
  - ・ 観光施設のチケットの購入
  - ・ AIオンデマンド交通の予約 等



- 地域課題の解決
  - ・ 移動の利便性向上・公共交通の維持・活性化
  - ・ 高齢者の移動機会の創出
  - ・ 観光地での周遊促進・観光消費の拡大



複数交通機関の  
一括フリーパスの提供

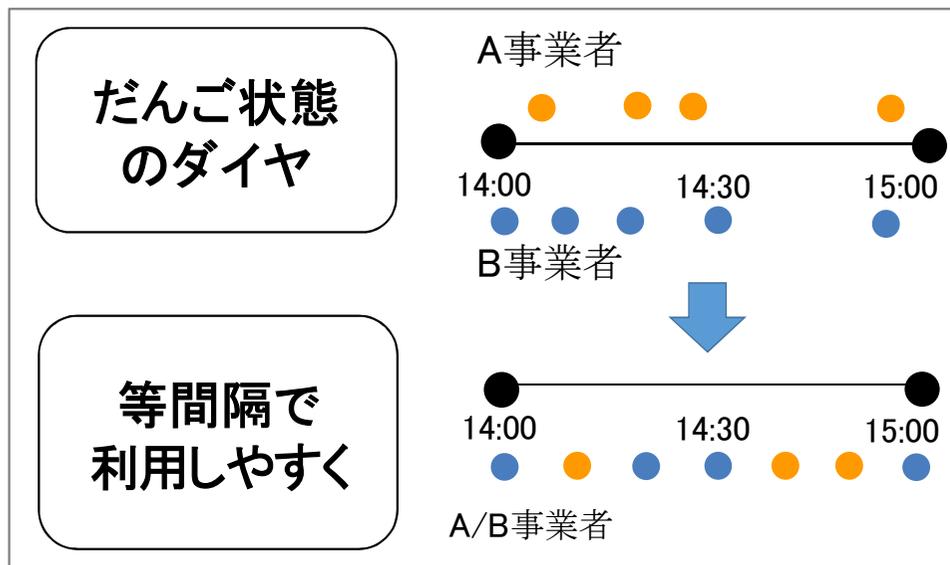
## 地域公共交通利便増進事業の創設

## 【現状】

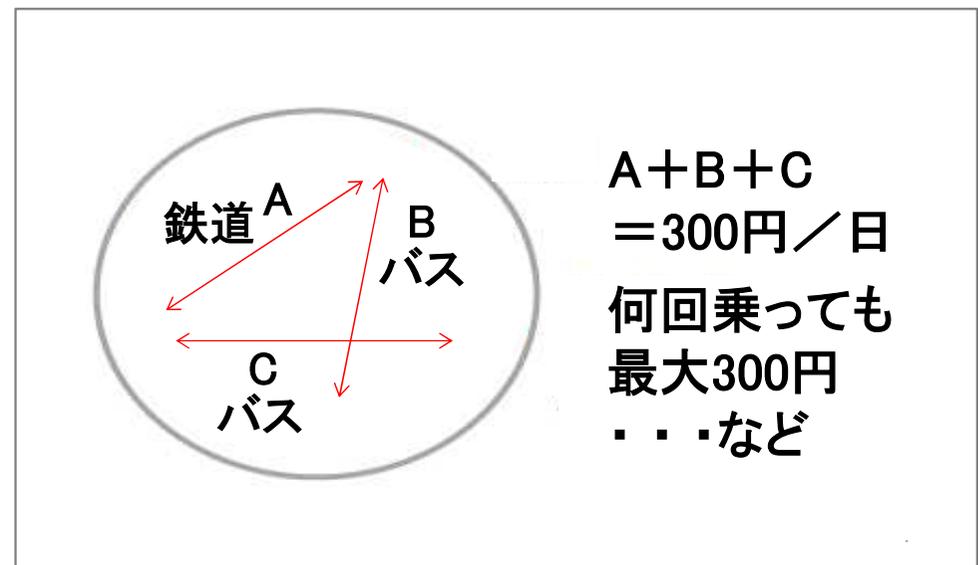
- 地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、複数事業者間の**ダイヤ、運賃等**の調整は困難

## 【改正後】

- 「地域公共交通利便増進事業」を創設**（旧：地域公共交通再編事業）  
⇒路線の効率化のほか、**「等間隔運行」**や**「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃（通し運賃）」**等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



等間隔運行



定額制乗り放題運賃

## **4. (関連法制度)独占禁止法特例法の創設**

---

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

## 地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

## 新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)  
(事業者)

## 新モビリティサービス事業計画

【新設】  
(事業者)

## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前:地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業 【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス 継続事業 【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前:地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣へ届出

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例法において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置  
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

(地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律) (令和二年法律第三十二号) ※令和2年5月27日公布

同年11月27日施行

## 目的

この法律は、人口の減少等により**乗合バス事業者及び地域銀行**（「**特定地域基盤企業**」と総称）が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について**独禁法の特例を定め**、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、**将来にわたってサービスの提供の維持を図ることにより**、**地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り**、**もって一般消費者の利益を確保**するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

## 構成

1. **総則** - **法律の目的**（上記）、**定義**（乗合バス事業者（地域一般乗合旅客自動車運送事業者）・地域銀行等）
2. **合併等の認可等**
  - 主務大臣の認可を受けて行う**特定地域基盤企業（乗合バス・地域銀行）・親会社の合併等には独禁法を適用しない**
  - 申請者による**基盤的サービス維持計画**の提出、主務大臣の**認可基準**、**公取委との協議**
  - 主務大臣による**事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）**
3. **共同経営（カルテル）の認可等**
  - 国土交通大臣の認可を受けて行う**乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない**
  - 申請者による**共同経営計画**の提出、**法定協議会への意見聴取**、国土交通大臣の**認可基準**、**公取委との協議**
  - 国土交通大臣による**事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）**
4. **雑則・罰則** - 主務大臣（乗合バス→国土交通大臣、地域銀行→内閣総理大臣）、適合命令違反への罰則等
5. **附則** - **10年以内に本法を廃止するものとする旨等**

# 特例法における合併等の適用除外スキーム

## 1. 事業者による申請・基盤的サービス維持計画の提出

- **合併等**（合併、持株会社の設立、株式取得等）の認可を受けようとする**特定地域基盤企業**（乗合バス事業者、地域銀行）又は**親会社は、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出。**

記載事項： ①申請者に関する事項、②合併等の内容、③基盤的サービスを提供する地域の範囲、④合併等を通じた**事業の改善に係る方策**及び事業の改善に応じた**基盤的サービスの提供の維持に関する事項**、⑤計画の実施期間、⑥その他必要な事項

- **主務大臣は、基盤的サービスに係る競争の状況の変化により、利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、不当な不利益の防止のための方策を求める**ことができる。

## 2. 主務大臣による合併等の認可（※）

※ 認可に際し、主務大臣は**公取委に協議しなければならない。**

- ① 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、特定地域基盤企業の全部又は一部が提供する**基盤的サービスに係る収支の悪化（需要の持続的な減少によるものに限る。）**により、特定地域基盤企業の全部又は一部が**基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。**

**サービス維持のための限定的なケースで独禁法を適用除外**

- ② 合併等により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、基盤的サービスの提供の維持が図られること。**
- ③ 合併等により、**利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。**

**サービス維持・利用者利便の増進を確保**

## 3. 事後の監督

- 主務大臣は、認可基準②又は③に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令**。

# 特例法における共同経営(カルテル)の適用除外スキーム

## 適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定  
 - **定額制乗り放題** 等

② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行  
 - **「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編** 等

③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定  
 - **等間隔運行、パターンダイヤ** 等

⇒ これらを内容とする**共同経営の協定の締結**には**独禁法を適用除外**。これにより、**運賃プール**等の必要な行為が可能に。

※ その他①～③と類似の行為

## 1. 事業者による申請・共同経営計画の提出

- **共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等**（乗合バス事業者又は公共交通事業者）は、あらかじめ**法定協議会**（※）への**意見聴取を経たうえで、共同経営計画を国土交通大臣に提出**。

※地域公共交通活性化再生法の法定協議会

記載事項： ①申請者に関する事項、②対象の区域（**計画区域**）・路線等、③共同経営の内容、④**運賃プール**に関する事項、⑤共同経営の**目標**（**収益性・人員数・車両数等の改善目標、サービス維持の目標**）、⑥実施期間、⑦その他必要な事項

## 2. 国土交通大臣による共同経営の認可（※） ※ 認可に際し、国土交通大臣は**公取委に協議しなければならない**

① 計画区域内に、基盤的サービスに係る路線であって、**収支が不均衡な状況にある路線**が存すること。

② 共同経営により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、計画区域内において基盤的サービスの提供の維持が図られること。**

③ **地域公共交通活性化再生法の基本方針に照らして適切**なものであること。

④ **利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。** 等

**サービス維持・利用者利便の増進を確保**

## 3. 事後の監督

- 国土交通大臣は、認可基準（①を除く。）に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令**。